平成２４年（フ）第５６号
群馬県館林市高根町465番地の１
債務者　木村　幸子
１　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第２５５号
埼玉県上尾市大字畔吉1362番地４
債務者　武田　淳也
１　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１９号
千葉県君津市西坂田３丁目６番26号　205
債務者　梅津千恵子
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第２４号
千葉県袖ケ浦市今井１丁目25番地１　クレール今井Ｂ201号
債務者　村田　数幸
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１０３号
愛知県岡崎市日名本町18番地７　第２本町ハイツＡ―201、前住所愛知県岡崎市大門５丁目17番地21
債務者　松尾　利秋
１　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
三重県伊勢市勢田町553番地４
債務者　北山　健二
１　決定年月日時　平成24年４月６日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
岡山県倉敷市鶴形２丁目６番17号　横田ビル３Ｆ
債務者　武鑓登代子
１　決定年月日時　平成24年４月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第６４５号
鹿児島県日置市伊集院町徳重28番地３　スウィートアベニュー101
債務者　野村　考生
１　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４６号
鹿児島県鹿児島市吉野町807番地22　市住9041号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市吉野町3942番地１　レジデンスリッチＡ棟103号
債務者　上水流美智子
１　決定年月日時　平成24年３月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第７８号
鹿児島県鹿児島市光山１丁目23番１号
債務者　中原　　忍
１　決定年月日時　平成24年３月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第９９号
鹿児島県鹿児島市谷山中央１丁目5003番地６フローリストサヤカ201号
債務者　宮永まどか
１　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２６７号
埼玉県加須市串作597番地
債務者　大石　史恵（旧姓角田）
１　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２７３号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地３―25―506
債務者　田仲　繁夫
１　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２９４号
埼玉県鴻巣市赤見台２丁目２番５―503号　駅前プラザ
債務者　小野　　操
１　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３７０号
埼玉県川口市東川口４丁目27番20号
債務者　大和久早苗
１　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３８３号
埼玉県蕨市塚越６丁目12番13号　樽井荘101号
債務者　崎山　昌代
１　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３９４号
さいたま市南区内谷４丁目９番８号　ハイム大京205、前住所さいたま市南区白幡４丁目１番24―1006号
債務者　菊地久二男
１　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係